

特別児童扶養手当 別表

1級	2級
1.両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの	1.両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
2.両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上の もの	2.両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上の もの
3.両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3.平衡機能に著しい障害を有するもの
4.両上肢のすべての指を欠くもの	4.そしゃくの機能を欠くもの
5.両上肢のすべての指の機能に著しい障害 を有するもの	5.音声又は言語機能に著しい障害を有する もの
6.両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6.両上肢のおや指及びひとさし指又は中指 を欠くもの
7.両下肢を足関節以上で欠くもの	7.両上肢のおや指及びひとさし指又は中指 の機能に著しい障害を有するもの
8.体幹の機能に座っていることができない 程度又は立ち上がることができない程度 の障害を有するもの	8.一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9.前各号に掲げるもののほか、身体の機能の 障害又は長期にわたる安静を必要とする 病状が前各号と同程度以上と認められる 状態であって、日常生活の用を弁ずること を不能ならしめる程度のもの	9.一上肢のすべての指を欠くもの
10.精神の障害であって、前各号と同程度以 上と認められる程度のもの	10.一上肢のすべての指の機能に著しい障 害を有するもの
11.身体の機能の障害若しくは病状又は精 神の障害が重複する場合であって、その状 態が前各号と同程度以上と認められる程 度のもの	11.両下肢のすべての指を欠くもの
	12.一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13.一下肢を足関節以上で欠くもの
	14.体幹の機能に歩くことができない程度の 障害を有するもの
	15.前各号に掲げるもののほか、身体の機能 の障害又は長期にわたる安静を必要とす る病状が前各号と同程度以上と認められ る状態であって、日常生活が著しい制限を 受けるか、又は日常生活に著しい制限を加 えることを必要とする程度のもの
	16.精神の障害であって、前各号と同程度以 上と認められる程度のもの
	17.身体の機能の障害若しくは病状又は精 神の障害が重複する場合であって、その状 態が前各号と同程度以上と認められるも の